

千葉県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年 3月 2日

千葉市長 神谷俊一

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
福乃家株式会社	稲毛区宮野木町 1752-165 第二能登荘102号	佳ケアサービス	千葉県稲毛区宮 野木町 1752-165 第二能登荘102号	令和5年2月28日